（注２）　設立中の法人又は団体にあつては、（注１）によるほか、発起人全員について記載すること。

［（注３）　略］

（注４）　法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

（注５）　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

（注６）　職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何㈱㈹専務（常）」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「㈹」の文字を、常勤の役員については役名の後に「（常）」の文字を付記すること。

［（注７）　略］

［削る］

（注２）　設立中の法人にあつては、（注１）によるほか、発起人全員について記載すること。

［（注３）　同左］

（注４）　法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

（注５）　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

（注６）　職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何㈱㈹専務（常）」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「㈹」の文字を、常勤の役員については役名の後に「（常）」の文字を付記すること。

［（注７）　同左］

イ　外国人等の占める議決権の数

ふりがな 氏名又は名称	住所	職業	総議決権に対する比率	当該出資者の議決権を有する外国人等の氏名又は名称	外国人等が当該出資者に占める議決権の比率	当該外国人等が申請者に対し間接に占める議決権の比率	備考
			％		％	％	
外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の１未満の比率のものの計			％				
計			外国人等の直接に占める議決権の比率の計 ％			外国人等の間接に占める議決権の比率の計 ％	
合　　計			外国人等の直接及び間接に占める議決権の比率の合計 ％				

（注１）　外国人等とは、法第93条第１項第７号イからハまでに掲げる者及び同号ホに掲げる者並びに第62条第４項に規定する外国人等とみなされる法人又は団体及び同条第５項に規定するその全てを間接に占められる議決権の割合とされる議決権を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体をいう。

（注２）　氏名又は名称の欄、住所の欄、職業の欄は、アの（注４）から（注６）までに準じて記載すること。

（注３）　外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の１未満のものの比率は、合算して記載すること。